

○国立大学法人筑波技術大学評価室規程

〔平成17年10月3日〕
規 程 第 28 号

最終改正 令和7年3月28日規程第17号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第12条の規定に基づき、評価室に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 評価室は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 大学における自己評価の実施に関すること。
- (2) 第三者機関が行う大学評価に関すること。
- (3) 中期目標・中期計画の進捗及び実績に関すること。
- (4) その他評価に関すること。

（組織）

第3条 評価室は、次の各号に掲げる室員で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 産業技術学部長又は産業技術学部長補佐
- (3) 保健科学学部長又は保健科学学部長補佐
- (4) 共生社会創成学部長又は共生社会創成学部長補佐
- (5) 障害者高等教育研究支援センター長又は副センター長
- (6) 事務局の各課長
- (7) その他学長が指名する者 若干名

（任期）

第4条 前条第2号から第3号までの室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（室長及び副室長）

第5条 評価室に室長及び副室長を置く。

2 室長は、室員のうちから学長が指名し、副室長は、室員のうちから室長が指名する。

3 室長は、評価室の業務を総括する。

4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

（意見の聴取）

第6条 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（全学委員会等への要請）

第7条 室長は、評価室の運営上必要と認めるときは、全学委員会等に協力を要請することができる。

(報告)

第8条 室長は、必要に応じ評価室の調査検討状況を経営協議会、教育研究評議会等に報告するものとする。

(事務)

第9条 評価室に関する事務は、大学戦略課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、評価室の運営に関し必要な事項は、評価室が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学評価室規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和2年8月1日から施行する。

2 改正前の規程第4条第1項の規定により、令和2年4月1日より室員となった者の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、令和2年7月31日までとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。